

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

(労働雇用課)

一

公示

障害者就業・生活支援センターの名称及び住所の変更に
関する公示

(労働雇用課)

四

規則

岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十九号

岐阜県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

岐阜県訓練手当支給規則(昭和四十一年岐阜県規則第百号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「公共職業能力開発施設」の下に「又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第一項の認定を受けた職業訓練施設」を加え、「公共職業訓練」を「職業能力開発施設等の行う訓練」に改め、「職場適応訓練」という()を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者」の下に「(以下「支給対象者」という。)」を加える。

第四条第一項本文中「前条の規定に該当する者(以下「支給対象者」という。)」が公共職業訓練」を「支給対象者が職業能力開発施設等の行う訓練」に、「職業訓練」を「職業訓練等」に改め、同項ただし書中「職業訓練」を「職業訓練等」に改め、同条第二項ただし書中「公共職業訓練」を「職業訓練等」に改める。

第五条第二項中「職業訓練」を「職業訓練等」に改め、「応じて」の下に「四十日分を限度として」を加え、同条第三項ただし書を削り、同条第四項中「職業訓練」を「職業訓練等」に改める。

第六条第一項中「職業訓練」を「職業訓練等」に改める。

第七条第一項ただし書中「第五号」を「第四号」に、「第八号の二」を「第八号の三」

に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第九条第一項中「公共職業訓練」を「職業訓練等」に、「当該職業訓練」を「当該職業訓練等」に、「職業訓練」を「職業訓練等」改め、同条第三項中「職業訓練」を「職業訓練等」に改める。

第十条第一項中「職業訓練」を「職業訓練等」に、「別記第七号様式」を「別記第七号様式、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第一項の認定を受けた職業訓練施設において職業訓練を受けている者にあつては別記第八号様式」に改める。

別記第七号様式の次に次の様式を加える。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

公 示

障害者就業・生活支援センターの変更について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第三項の規定により、障害者就業・生活支援センターの名称及び事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更のあつた事項

事務所の名称

（変更前）山ゆり障害者就業・生活支援センター

（変更後）ひだ障がい者就業・生活支援センター ぶりずむ

事務所の所在地

（変更前）高山市山田町八三一番地四三

（変更後）高山市天満町四丁目六四番地八 第一ビル一階

二 変更年月日

平成二十四年四月一日

平成二十四年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三 一 岐阜文芸社